

— 組織内議員 群馬県議会議員 本郷高明より —



11月29日に一般質問に登壇します。

国の財政制度等審議会において、財政制度等審議会において、学校や教師の実態を考慮に入れない働き方改革や給与制度についての提案が行われていますが、教職員定数等の改善は全く示されておられません。教職員定数や支援スタッフの改善・充実といった国としての支援もなく、学校や教育委員会の努力だけでは限界があります。子供たちが抱える課題が多様化・複雑化するとともに、社会が学校教育に求めることが高度化する中で、学校の業務が増加し、教職員不足も解消されず、真の学校教育の充実は望めません。すべての子どもたちの豊かな育ちと学びを保障するためには、業務削減だけでなく、学校が果たしている社会的使命を踏まえ、一人一人の教師の負担を減らす教職員定数の改善や支援スタッフの充実、教職調整額の大幅な引き上げをはじめとした処遇改善を一体的に進めることが不可欠です。緊急に働きかけたいと思います。

GTUメンバーズカード

組合員の皆さんがお持ちの「GTUメンバーズカード」。県教組が提携する施設で提示すると、料金が割引になります。割引きとなる施設等の一部を紹介します。(詳しくは、「Do you know...?」の127～129ページをご覧ください。) カード裏面に氏名の記入がない場合は利用できませんのでご注意ください。



<映画館> 窓口でチケット購入の際にカードを提示

○シネマテーク高崎

○ユナイテッドシネマ前橋

<宿泊施設> 予約時に県教組組合員であることを伝え、チェックイン時にカードを提示

○さくらホテル(前橋市) ※宿泊料 7,700円

○グランビュー高崎 ※宴会料金 10%OFF

○ホテル櫻井 ※宿泊料金割引

○東京ベイ舞浜ファーストリゾート

※宿泊料金割引(ユーザー登録が必要です)

○尾瀬地区山荘 ※宿泊料金割引

<ボウリング場>

県内の提携するボウリング場にて、受付の際にカード提示で、会員料金でプレイできます。

青年部ボウリング大会開催

○日時: 12月26日(木) 18:00~ (受付17:30~)

○場所: パークレーン高崎 住所: 高崎市歌川町8 Tel: 027-322-5471

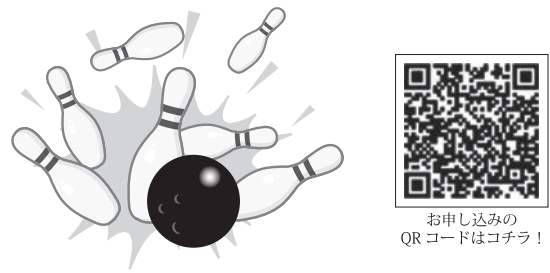
○参加費: 500円 (レンタルシューズ代含む)

○参加資格: 40歳以下の県費教職員(未加入者もぜひご参加ください!)

○ルール: 3~4人でチームを編成し、1ゲーム3人の交代制

○申込み方法: チラシまたは下記の二次元コードから申し込んでください。

○締切り: 12月6日(金)



お申し込みのQRコードはコチラ!

〈中央ろうきん〉群馬地区限定

見直しキャンペーン

今すぐ始めよう物価上昇対策!

実施期間 2024年6月1日▶12月30日 QUOカード 500円分

①②③④ いずれかのお取引で 最大 2,000円分 プレゼント!

| | |
|-----------|-------------------------------------------|
| 1 給与振込の指定 | 給与受取口座として新規指定された方 (毎月10,000円以上の指定) |
| 2 貯蓄の契約 | エース預金または財形貯蓄を新規契約された方 (毎月積立金額5,000円以上の契約) |
| 3 投資信託の増額 | 投資信託定時定額買付サービスを増額契約された方 (毎月5,000円以上の増額) |
| 4 ローンの見直し | 他行他社ローンの借換により住宅ローンや車・カードローン等を新規契約された方 |

まずはここからエントリー

※投資信託の詳細はこちら

【キャンペーン共通事項】※個人のお客様のみを対象とさせていただきます。※他キャンペーンとの重複適用はできません。QUOカードはお一人様最大4枚、2,000円分までとなります。※詳しくは〈中央ろうきん〉群馬地区各営業店までお問い合わせ下さい。【給与振込口座の対象条件について】※群馬地区内の普通預金口座がキャンペーンの対象となります。※10,000円以上の振込が対象となります。※第2口座も対象となります。※対象となるご契約は、当金庫のシステムにて給与振込と判定できるものに限ります。※お勤め先の給与振込方法によっては対象とならない場合があります。※2024年12月末日までに当金庫口座へ給与振込された方が対象です。※対象期間内に複数回指定していただいた場合でも、QUOカードはお一人様1枚(500円分)となります。【エース預金・財形貯蓄の新規契約について】※エース預金は積立商品です。※財形貯蓄・エース預金は新規契約が条件となります。※毎月積立金額5,000円以上の契約が対象となります。※対象期間内に複数回契約いただいた場合でも、QUOカードはお一人様1枚(500円分)となります。【投資信託定時定額買付サービスの増額契約について】※2024年4月1日以降に新規契約いただいた口座はキャンペーン対象外となります。※毎月5,000円以上の増額契約を対象とさせていただきます。※課税口座・非課税口座(NISA)ともにキャンペーンの対象となります。※対象期間内に複数回増額契約いただいた場合でも、QUOカードはお一人様1枚(500円分)となります。

〈中央ろうきん〉へ取次ぎを希望の方は組合事務所まで
商品の詳細は〈中央ろうきん〉群馬県内各支店へお問い合わせください。
中央労働金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第259号 2024年7月1日現在



発行所
前橋市大手町3の1の10
(教育会館)
電話(027)231-1151(代)
群馬県教職員組合
http://gtunet.com



県職連交渉 勧告完全実施!

県教組は、県職員組合連合会(県職労、県教組、高教組、群企労の連合組織)の仲間とともに総務部長交渉を重ねてきました。最終日となる11月11日は午後2時より交渉を開始しました。下山総務部長は、慎重な姿勢を見せていた人事委員会勧告(月例給・一時金)の取扱いについて、「これまで慎重に検討を重ねてきた。本年度分の給与改定及び給与改訂及び給与制度のアップデート(地域手当・扶養手当等)を含めた本年度分給与勧告については、完全実施したい。」と宣言しました。そして、差額の支給については、「可能な限り速やかに実施できるよう努力したい。」としました。例年よりも慎重な県当局との交渉は困難でしたが、交渉団は粘り強く協議を重ね、翌12日の午前1時3分に妥結しました。



【県職連の要求に対し、県が改善を認めたもの主な妥結内容】

○月例給・一時金の引き上げ ※2024年度

<月例給>

民間との較差解消のため、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、暫定再任用者を含む全ての職員を対象に給料表を引上げ。

【例】(級・号給はあくまでもモデル)

教育職(新採:2級16号)224,400円 ⇒ 250,600円(+26,200円)

教育職(30代半ば:2級71号)332,200円 ⇒ 343,800円(+11,600円)

事務職(新採:1級8号)169,900円 ⇒ 192,900円(+23,000円)

事務職(30代半ば:3級38号)293,500円 ⇒ 302,600円(+8,800円)

<一時金(ボーナス)>

一時金を0.10月引上げ 現行年間4.50月 ⇒ 4.60月

・引上げ0.1月は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分。

・暫定任用職員の一時金は年間0.05月(期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等配分)

○各種手当の改善 ※2025年4月から

<地域手当>2.5% ⇒ 2.8%

<寒冷地手当>支給月額を11.3%引き上げ

<暫定再任用職員>住居手当、へき地手当及びへき地に準ずる手当、単身赴任手当、寒冷地手当を支給

○看護のための休暇要件の拡大 ※2025年4月から

<年5日の範囲内としている区分の対象> 小学校就学前まで ⇒ 小学校3学年修了までに拡大

<年3日の範囲内としている区分の対象> 小学校3学年修了後から高等学校修了までに改める

<要件の拡大>

学級閉鎖に伴う子の世話や厚生労働省令(※)で定める子の行事参加についても取得要件に加える。

(※)入園・卒園、入学・卒業の式典とその他それに準ずる式典。

○育児部分休暇の改善 ※2025年10月から

「1日につき2時間を超えない範囲」の形態に加えて、新たに「1年につき10日を超えない」形態を設け、いずれかを選択できる制度に

○扶養手当の改訂 ※2025年4月から

子に係る手当を10,000円から13,000円に引き上げ、配偶者に係る手当を廃止。(経過措置あり)

○リフレッシュ休暇の拡大 ※2025年4月から

61歳に達する年度の者に、年休で5日。(定年前再任用職員または会計年度任用職員となった者は対象外)

○時間外勤務免除の対象範囲拡大 ※2025年4月から

子を養育する職員が請求した場合に、所定勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を拡大

3歳に満たない子を養育する職員 ⇒ 小学校就学の前までの子を養育する職員

○勤務間インターバルの確保 ※2025年4月から

インターバルの確保の下地となる勤務時間管理や各種制度等の整備及び安定的な運用に努め、勤務間インターバル確保にかかる努力義務及び11時間の目安時間について定める。



組合加入はスマートフォンインターネットからも! 仲間の声を広げよう! 組合加入はこちら→



県教委交渉妥結

県教組は11月22日（金）朝、県庁にて第3回県教委交渉を行い、学校の働き方改革の推進、教職員配置をはじめとする12項目について妥結をしました。

妥結内容

1 学校の働き方改革の推進について

最重要課題として、市町村教育委員会や県立学校、関係機関と連携を図りながら、以下のような取組を進めていきたい。

- 市町村教育委員会、各学校に対し、教職員が行うべき業務の精選について働きかけるとともに、保護者・地域・関係団体へ、学校の業務削減について周知徹底を図っていききたい。
- 諸帳簿等の各種書類等作成の負担を軽減する取組を引き続き推進していききたい。
- 在校等時間を適切に記録するよう周知徹底を図っていききたい。また、休憩時間の確保についても周知を図っていききたい。
- 特別支援教育担当教員の適正な持ち時数設定のための校内支援体制の工夫について、市町村教育委員会や校長会に働きかけていききたい。

コメント：学習指導案の簡略化などの負担軽減や業務削減について引き続き周知徹底することを確認した。また、特別支援学級担当教員の適切な持ち時数設定のための校内支援体制についての具体例を示すことを検討するとした。

2 教職員の配置について

- 担任外教員の充実について検討していききたい。
- スクールソーシャルワーカーの配置については、全ての中学校への支援ができる体制を整えていききたい。また、待遇改善及び専門的な知識・技能を有する人材の確保に努めていききたい。
- スクールカウンセラーの配置については、今後も全校配置を維持しつつ、各学校の状況等に応じた配置が行えるように努めていききたい。
- スクール・サポート・スタッフの配置については、拡充に向けて努めていききたい。

コメント：文科省が予算要求している「中学校生徒指導加配」「小学校中学年教科担任制加配」等を活用して、担任外の教員増にむけて努力することを確認した。

3 ハラスメントの根絶と対応について

- 学校におけるハラスメントの根絶に向けて、「服務ガイドライン」や「学校におけるハラスメントの防止に関する指針」の内容の周知を図っていききたい。また、ハラスメントの認識と防止に向けての指導を進めるとともに、ハラスメントに関わる処分については「群馬県教育委員会懲戒処分指針」に則った適正な対応を行っていききたい。

4 カスタマーハラスメントに該当するような要求への対応について

- カスタマーハラスメントに該当するような要求等に関しては、市町村教育委員会と連携しながら、状況に応じて県教育委員会も対応することを含め、教職員が安心して教育活動を進めていくことができるよう支援していききたい。

5 部活動について

- 部活動の地域移行については、国のスケジュールを踏まえ作成した「推進計画」に基づき、引き続き進めていききたい。



県教委交渉（手前が県教組、奥が県教委）

- 部活動の在り方については、スポーツ庁・文化庁及び県教育委員会の方針を踏まえ各市町村教育委員会が策定している方針に基づき、県内全ての中学校が足並みをそろえて適正な部活動運営がなされるよう、学校・市町村教育委員会・保護者・地域に働きかけをしていききたい。

- 気温の高い日の部活動の実施等については、国の動向を踏まえて随時検討していききたい。

コメント：引き続き、市町村や関係団体と協議し部活動改革を進めていくことを確認した。また、大会開催にあたっての運営費（広告代等）を教職員が集めている実態があることなどから、教職員の負担軽減について関係機関と協議することを確認した。

6 小学校教科担任制の実施について

- 小学校の教科担任制については、子どもたちの中学校へのスムーズな接続や組織的な指導体制の構築に加え、教員の働き方改革を推進するものである。学校の実態に応じて教員配置等に努めていききたい。

7 学校事務職員の昇任・昇格について

- 事務職員の昇任・昇格については、適正かつ慎重に進めていききたい。

8 養護教諭の多忙化解消について

- 養護教諭の仕事については複雑化しており、多忙感は理解している。文部科学省が示す「学校保健・食育推進体制支援事業」については引き続き研究していききたい。

9 非常勤講師の報酬単価について

- 非常勤講師の報酬単価を引き上げる。

コメント：1時間あたり2,990円から3,030円に引き上げ。

10 暫定再任用教職員・定年延長教職員について

- 暫定再任用教職員・定年延長教職員の職務内容については、本人の意向や状況等を踏まえて決定するよう市町村教育委員会及び学校長に働きかけたい。

コメント：特に再任用教職員の給与水準の引き上げを強く求めたが、叶わず。昨年度と同様の内容で妥結。職務内容の配慮について引き続き働きかけるとした。

11 妊娠中の体育代替制度について

- 妊娠中の女性教員に対する体育代替者の任用方法については、14週の分割等を含めた見直しを検討したい。

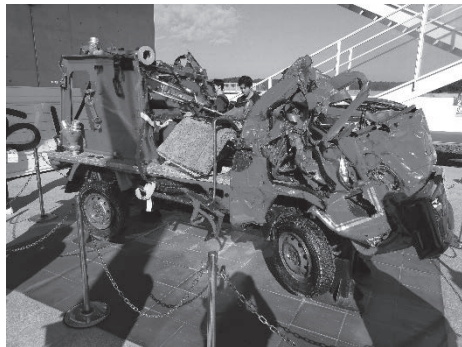
コメント：2分割での任用も可能にすることで、悪阻の時期と産休直前の両方に体育代替者の配置が可能となる。

12 管理職のマネジメントレビュー制度について

- 管理職のマネジメントレビューについては引き続き研究したい。

平和集会に参加して

11月9・10日の両日、福島県での平和集会に参加した。



開会行事では、原発事故発生後、手荷物一つで避難した様子が福島県教組双葉支部からなされ、まるで戦禍からの避難のように思った。また、高校生平和大使による欧州国連本部訪問報告もあり、平和を希求する若者の思いに感銘を受けた。“微力だけど、無力ではない”のスローガンは、組合活動にも大いに通じると感じた。

リポート発表・討論も大きな学びとなった。神奈川、広島、沖縄からの報告は、どれも『戦争のできる国づくり』を想起させ、日本が今後、防衛や軍備で経済を回そうとする姿勢が見て取れた。北海道から沖縄までの参加者は、みな前向きで、発言内容に聞き入ってしまった。

そして、翌日は、原発事故でゴースタウン化した町を見学し、最後は『東日本大震災・原子力災害伝承館』に赴いた。そこでは、津波の被害と原発災害が学べる。地震・津波は自然災害だが、原発事故は人災であることを強く感じた（写真は伝承館前に展示された津波で破壊された消防車）。

平和学習は初めての参加であったが、期待以上の2日間であった。多忙な日々の中でも、参加できたことに感謝している。

人権学習フィールドワーク 歴史の真実をたどる ～県立公園「群馬の森」と朝鮮人追悼碑～

11月16日（土）、前県教組執行委員長の川口正明さん（現特別執行委員）を講師に迎えて、県同教と解放共闘の共催で「人権学習フィールドワーク」が開催されました。前半は、たかさき人権プラザにおいて、「『記憶 反省 そして友好』の追悼碑」と「群馬の森の歴史」についての事前学習を行いました。その中で、「『記憶 反省 そして友好』の追悼碑」の建立の意義と建立までの経緯、そして、今年1月に強制撤去されるまでの背景について学習しました。追悼碑は、その碑文に綴られていたように、「アジアの平和と友好の発展を願って建立されたこと」を改めて確認できました。

後半の群馬の森でのフィールドワークは、追悼碑の撤去跡から始まりました。今でも、追悼碑があった場所に訪れる人々がいるということで、地面に花が置かれていました。撤去された後も、多くの人々の心に追悼碑が残っているのだということが分かります。

追悼碑撤去跡を見学した後は、今も残る旧岩鼻火薬製造所の建物などを見て回りました。岩鼻火薬製造所は旧陸軍の火薬工場として黒色火薬を製造していました。公園内には、爆破事故が起きたときに危険を防止するために、多くの土塁をつくって樹木を植えたそうです。その土塁と樹木が今も公園内のあちらこちらに残っています。群馬の森のような私たちに身近な場所にも戦時中の史実を知る資料がいくつも残っていることに驚かされました。皆さんも群馬の森を訪れた際には、探索してみたらどうでしょう。



日本火薬株式会社工場内に残る旧火薬製造所跡

ゆうゆう共済の2025年度募集キャンペーン

日程

- | | |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| ○高崎（旧高崎・旧群馬） 2025年 1月20日（月）～24日（金） | ○館林・邑楽、桐生・みどり、伊勢崎・佐波 2025年 2月3日（月）～7日（金） |
| ○太田、藤岡市・旧多野、富岡・甘楽 2025年 1月27日（月）～31日（金） | ○前橋市、渋川・北群馬、沼田・利根、吾妻 2025年 2月17日（月）～21日（金） |

◎3大疾病コース（無配当保険）を新設

加入者の皆さんからの要望が強かった「3大疾病コース」を新設。保障コースが100万円・200万円・300万円の3コースになります。また、「3大疾病コース」では、これまでの「3大疾病保障特約」の補償に加えて上皮内新生物等も補償の対象となります。

※「3大疾病コース」新設に伴って、現行の生活介護コース「3大疾病保障特約」が廃止となります。現在、「3大疾病保障特約」にご加入の皆様には、後日、3大疾病コースへの移行についてのご案内を送付いたします。